



## 『人事／労務シリーズ』 第2回(雇用契約締結)

弁護士法人中央総合法律事務所 メールマガジン(第45号)

弁護士法人中央総合法律事務所では、主として名刺交換をさせていただいた方を対象とし、有用な法律情報等をお知らせすべく定期的にメールマガジンを発行させていただいております。

労働者を雇用する際に示すべき労働条件は法律によって詳細に定められています。労働条件は全ての労働者に同じ内容を示せばいいというのではなく、パートタイム労働者や有期契約労働者に対するもの、ハローワークで応募してきた労働者に対するもの等、それぞれ内容が異なります。

加えて、この分野は令和6年4月1日から改正法が施行される予定であり、実務への影響も小さくありません。

本コラムでは、このような労働条件の明示についてご紹介いたします。

全文ご覧いただくにはこちらの URL から

・『人事／労務シリーズ』 第2回(雇用契約締結)

( <https://www.clo.jp/column/3814/> )

~~~~~

<この記事に関するお問い合わせ先>

弁護士 今井 稜 ([imai\\_r@clo.gr.jp](mailto:imai_r@clo.gr.jp))

~~~~~

※本メールマガジンは、主として弊事務所弁護士と名刺を交換した方に送らせていただいております。

※本メールアドレスは送信専用のメールアドレスです。このメールに返信しないようお願いいたします。

本稿は一般的な情報を提供するもので、リーガルアドバイスを目的とするものではありません。本稿記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所の見解ではありません。個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要がございます。お問い合わせ等ございましたら、執筆担当者までご遠慮なくご連絡くださいますよう、お願いいたします。

【配信停止・お問い合わせについて】

今後、本メールマガジンの配信又は配信停止をご希望の方、メールアドレスの変更その他お問い合わせが

ございましたら、大変お手数ではございますが、下記メールアドレスまでご連絡ください。

[clo\\_mlstop@clo.gr.jp](mailto:clo_mlstop@clo.gr.jp)

.....  
弁護士法人中央総合法律事務所 (<https://www.clo.jp/> )

(大阪事務所)

〒530-0047 大阪市北区西天満 2 丁目 10 番 2 号 幸田ビル 11 階(受付 5 階)

TEL:06-6365-8111 FAX:06-6365-8289

(東京事務所)

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-3 日比谷国際ビル 18 階

TEL:03-3539-1877 FAX:03-3539-1878

(京都事務所)

〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町 8 番 京都三井ビル 3 階

TEL:075-257-7411 FAX:075-257-7433

Copyright (C) Chuo Sogo Law Office, P.C.

All Rights Reserved.  
.....